

医療費でお困りの方へ

無料低額診療事業 のご案内

お金のあなしで**命**が
差別されることがあっては
なりません。



まずはご相談ください。



経済的理由で治療を中断したり、保険料が払えなくて保険証が交付されず、救急車で運ばれてきたときには手遅れの状態という患者さんの事例など、命や健康を守る私たちにとって、こんな心痛ましいことはありません。私たちは差額ベッド代をいただかない無差別・平等の医療・福祉活動を実践しながら、貧困と格差の解消、命と暮らしを守る社会保障制度の実現に取り組んでいます。地域に困っている方がおられましたら、どうぞ私たちが実施している「無料低額診療事業」のことをご紹介します。

ご相談は下記担当まで

相談時間 平日 8:30 ~ 16:45
土曜 8:30 ~ 12:30

総合病院鹿児島生協病院

〒891-0141 鹿児島市谷山中央5丁目20-10

TEL 099-267-1455

担当部署：地域連携室

谷山生協クリニック

〒891-0141 鹿児島市谷山中央5丁目21-22

TEL 099-210-2211

担当部署：末吉・西田



 鹿児島医療生活協同組合

総合病院 鹿児島生協病院・谷山生協クリニック

無料低額診療事業とは、 医療費を 減額・免除

できる制度です。



無料低額診療事業は、生活困難な方が経済的理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることの無いよう、社会福祉法に基づき行政に申請し、病院（診療所）が医療費の自己負担分の全額または一部を負担し、医療を提供することができる事業です。

総合病院鹿児島生協病院および谷山生協クリニックは、社会福祉法第2条第3項に基づく指定を受け、第二種社会福祉事業として「無料低額診療事業」を実施しています。

この事業は、生活が改善するまでの一時的な措置（原則3ヶ月）であり、公的な制度の活用を含め問題解決に向けて相談をおこないます。

例えばこんな方に適用の可能性があります

- ・病気や障害によって一時的に収入が無くなり、医療費の支払いが困難
- ・年金生活だけでは生活がままならず、医療費の支払いが困難
- ・失業のため一時的に収入が無くなり、医療費の支払いが困難
- ・「医療費が払えない」と医療を受けず、苦しんでいる（悩んでいる）人から相談を受けたなど

ご相談・ご利用の方法

Step. 1

お近くの職員へお申し出ください。
（お電話でも結構です）



Step. 2

ソーシャルワーカー（相談員）や職員がお話を伺います。



Step. 3

保険診療自己負担額が減額・免除されます。

- ※ お身体の状態や生活状況などを伺い、公的な制度の活用なども含めてご相談致します。（プライバシーは厳守致します）
- ※ 当該制度の基準に満たず適用にならないケースもあります。その際はその他の制度活用も含め、継続して支援致します。

無料低額診療事業 Q&A

Q1. 医療費のどれくらいが免除となりますか？

対象者の保険診療自己負担額の全額もしくは半額が免除されます。

Q2. 対象者の基準はありますか？

国の定める生活保護法による「生活扶助 + 住宅扶助」基準のおおむね150%以下の収入の方となります。

Q3. 対象者となる医療費はどこまでですか？

鹿児島生協病院の外来・入院、谷山生協クリニックの外来での保険診療が対象です。ただし、院外処方箋による調剤薬局でのお支払い（お薬代）については対象となりません。

Q4. 申請に必要なものがありますか？

適用基準を満たしているか判断するため、源泉徴収票・課税証明書・給与明細書などの資料提出をお願いすることがあります。

